

令和8年7月7日

UR賃貸住宅鳴海団地におけるカーシェアリング事業運営者募集のご案内

独立行政法人都市再生機構

中部支社

当機構中部支社では、下記駐車場を賃借のうえ事業主としてカーシェアリング事業を運営する者を募集します。

1 募集対象物件

物件名称(団地名)	所在地	台数
鳴海	名古屋市緑区鳴海町字細根84番の4	1車室

2 賃借人(事業者)決定方法

当機構が定めた月額利用料金基準価格以上の月額利用料金で入札した者のうち、最高価格で入札した者を賃借人と決定します。

3 主な賃貸条件

(1)契約時まで、敷金(入札により決定した税込月額利用料金の2か月分)を支払うこと。

(2)契約期間 使用開始可能日から令和12年3月31日まで

但し、契約期間が終了する6か月前までに当機構又は賃借人から申し出がない場合は、同一条件で1年間更新されるものとする。

4 入札参加資格

(1)本物件を利用し自らカーシェアリング事業を運営することができること。

(2)申込書を提出する日において、カーシェアリング事業の車輛ステーションを10ヶ所以上で運営している実績があること。

(3)カーシェアリング事業の実施に必要な知識、経験、資力及び信用等を有していること。

(4)敷金及び毎月の利用料金の支払い能力を有すること。

(5)その他機構の定める条件を満たす者であること。(詳細は募集要領参照のこと。)

5 入札参加申込の受付

(1)受付期間 令和8年7月7日(火)から令和8年7月17日(金)まで

10時00分～12時00分、13時00分～17時00分

- (2) 申込方法 募集要領に添付された競争参加資格確認申請書に必要事項を記入のうえ、所定の資料及び書類を添付し、あらかじめ提出日時を調整のうえ、当機構まで持参すること。(郵送等の持参以外の方法による申込みは受け付けません。)

6 申込書類提出先及び本募集に関する問合せ先

名古屋市中区栄四丁目1番1号 中日ビル 17 階(総合受付)

独立行政法人都市再生機構中部支社

住宅経営部 施設経営課

電話052-238-9280

以 上

UR賃貸住宅鳴海団地における カーシェアリング事業運営者募集 のご案内（募集要領）

■ 募集要領掲載開始

令和8年7月7日（火）

■ 入札参加資格確認申請受付期間

令和8年7月7日（火）から令和8年7月17日（金）まで

午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

■ 入札参加資格の確認通知の発送

令和8年7月31日（金）までに実施（予定）

■ 入札書受付期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月19日（水）まで（予定）

■ 開札

令和8年8月20日（木）（予定）

■ お問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部施設経営課

【住所】 〒460-8484 名古屋市中区栄四丁目1番1号 中日ビル17階（総合受付）

【電話】 052-238-9280

————— 街に、ルネッサンス —————



UR都市機構

募集から契約までの流れ

※この表は募集の概略を説明したものです。お申し込みにあたっては、必ず本募集要領を熟読してください。

募集要領掲載開始

令和8年7月7日（火）から 令和8年7月17日（金）まで

募集要領に係る質問書受付期間

令和8年7月7日（火）から 令和8年7月14日（火）17時まで



入札参加資格確認申請提出期間

令和8年7月7日（火）から 令和8年7月17日（金）まで

午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

入札参加資格確認審査書及び申請書類を提出していただきます。



入札参加資格の確認通知の発送

令和8年7月31日（金）までに実施【予定】※



入札書受付期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月19日（水）まで（予定）※



開札

令和8年8月20日（木）【予定】※



駐車場利用契約の締結

令和8年9月上旬【予定】※

駐車場利用契約締結と同時に敷金等をお支払いいただきます。



カーシェアリング事業の運営開始

※「入札参加資格の確認通知の発送」「入札」「開札」「駐車場利用契約の締結」の日程等につきましては、変更となる場合があります。

変更になった場合は、入札参加者に対し別途ご連絡いたします。

目 次

1	本募集の趣旨	4
2	事業内容	4
	(1) 運営場所	
	(2) 業務内容	
	(3) 運営期間	
3	入札参加資格について	5
	(1) 入札参加資格	
	(2) 入札参加資格の確認	
	(3) その他	
4	事業者の選定について	7
5	募集要領に関する質問について	7
	(1) 質問方法等	
	(2) 留意事項	
6	入札について	8
	(1) 入札書提出期間、提出場所、提出方法及び開札日時	
	(2) 入札書記載事項等	
	(3) 入札の無効	
	(4) 入札参加者の本人確認等	
	(5) 入札書の記載金額	
	(6) 公正な入札の確保	
	(7) その他	
7	入札の辞退について	9
	(1) 入札の辞退	
	(2) 入札辞退の方法	
	(3) 入札辞退による影響	
8	落札者の決定	10
	(1) 落札者の決定	
	(2) 最高入札価格の入札が2者以上あった場合の落札者の決定方法	
	(3) 落札者の辞退又は入札の無効の場合の措置	
9	契約の締結	10
	(1) 契約の締結	
	(2) 違約金	
10	利用料金及び敷金等について	10
	(1) 利用料金及び敷金	
	(2) 無線送信機保証金	
	(3) 利用料金の支払	
11	その他	11

1 本募集の趣旨

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」といいます。）では、前身の日本住宅公団から始まり、これまで半世紀にわたって供給・管理を行ってきた賃貸住宅団地について、居住者及び団地を中心とした地域住民の利便性の向上や居住環境の向上を図ることで、更なる価値の創出を目指した取組みを行っており、その取組みの一環として、交通環境の向上を図ることを目的とした交通支援サービスの提供を行っており、別紙に示す団地において、団地内駐車場を活用したカーシェアリング事業（以下、「本事業」といいます。）の運営をしていただく事業者を募集することといたしました。

本事業の運営を希望される事業者等におかれましては、この募集要領に従って、お申し込みをさせていただきますようお願いいたします。本募集では、資格確認書類に基づいて機構が定める資格に合致している事業者を価格競争の方式により選定いたします。本事業の運営に意欲的に取り組む事業者等のご参加をお待ちしております。

2 事業内容

(1) 運営場所

当機構の鳴海団地内の駐車場を対象とします。

本事業の用に供する駐車場（以下「カーシェアリング用駐車場施設」といいます。）の位置については別紙に記載のとおりとし、「都市機構駐車場施設賃貸借契約書」（様式8）（以下、「本契約書」といいます。）を締結することにより、本事業の運営が可能となります。

また、カーシェアリング用駐車場施設においては、**令和8年10月1日までに**本事業の運営を開始していただく必要があります。

(2) 業務内容

(1)に示したカーシェアリング用駐車場施設において、決定した落札者（以下、「選定事業者」といいます。）により本事業の運営を行っていただきます。なお、運営にあたり当機構から附させていただきます条件は以下のとおりです。また、選定事業者に対して導入負担金等の支払いはいたしませんので、予めご了承ください。その他詳細については、本契約書（様式8）及び仕様書（様式9）をご確認ください。

① 車両の提供及び維持管理について

選定事業者が事業に必要な車両を提供し、車内外の清掃及び保守点検を行ってください。

② システム・機器等の導入及び維持管理について

選定事業者が事業に必要な予約・決済システム等を導入し、保守管理を行ってください。

③ 運営管理について

(ア) 利用者対応業務、利用料金等の徴収、利用者向けの利用マニュアルの提供などの利用管理を行ってください。これらの業務に関しては、機構と十分な協議の上、利用者の安全性及び利用環境に配慮したものになるように工夫してください。

(イ) カーシェアリング用駐車場施設の区画には、本事業運営場所であること及び本事業に関する団地居住者等からの問い合わせ先について、看板等を設置するなどして周知してください。この看板等の設置方法等は、事前に機構と協議を行ってください。

(ウ) 本事業の運営場所がUR賃貸住宅の団地内の駐車場であることに鑑み、会員が利用するにあ

たっては団地居住者の住環境の確保に努めるよう、十分な周知を行ってください。

④ 問い合わせ及び事故等の対応について

入会時やサービス利用時における問い合わせ全般に対する対応を行ってください。また、カーシェアリングの運営に伴う事故や故障、団地居住者等とのトラブル、盗難等緊急時の常時対応を必ず行ってください。

⑤ カーシェアリングの普及促進について

団地居住者等に対し、多くの方に利用してもらいカーシェアリングの認知度を高めるよう、機構と協同で普及活動を行ってください。

⑥ 運営報告書等の提出

本事業の運営に関する報告書を機構に提出してください。報告内容及び報告書の提出方法については、事業者の選定後に決定します。

⑦ 看板等の設置について

本事業に必要な看板等の設置にあたっては、機構と協議のうえ、団地全体のサイン計画等に配慮したデザインとしてください。

(3) 運営期間

使用開始可能日から令和 12 年 3 月 31 日までとし、期間が満了する 6 か月前までに機構又は選定事業者からの申し出がない限り、以後は 1 年毎の自動更新とします。

3 入札参加資格について

(1) 入札参加資格

以下の入札参加資格の全てを満たしていることを条件とします。

- ① 申込書を提出する日において、カーシェアリング事業の車輛ステーションを 10 ヶ所以上で運営している実績があること。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を受けていない者又は会社法（平成 17 年法律第 85 号）による特別清算を行っていない者であること。
- ④ 道路運送法第 80 条及び同法施行規則第 52 条の規定等に係る自家用自動車有償貸渡許可を受けている者であること。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→別紙 暴力団又は暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

(2) 入札参加資格の確認

入札の参加希望者は、(1)に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、機構から入札参加資格の有無について確認を受けなければなりません。

なお、③の提出期間の期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

① 配布資料

番号	名称	別紙、様式
1	募集要領（本書）	・対象団地（別紙） ・入札参加資格確認申請書（様式1） ・事業者概要調書（様式2） ・事業者実績調書（様式3） ・質問票（様式4） ・入札書（様式5） ・入札書用封筒の作成について（様式6） ・委任状（様式7） ・駐車場施設賃貸借契約書案（様式8） ・仕様書（様式9）

② 提出書類

番号	提出物	提出部数
1	入札参加資格確認申請書（様式1）	書面で各1部
2	事業者概要調書（様式2）	
3	事業実績調書（様式3）	
4	国税庁の定める直近の納税証明書（その1）	
5	損益計算書、貸借対照表（直近3ヶ年）	
6	定款または寄附行為（法人の場合）	
7	法人登記簿（履歴事項全部証明書）（法人の場合） 住民票の写し（個人の場合）	書面で各1部 （発行後3ヶ月以内）

印鑑登録証明書（入札日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの）は入札時にご用意ください。

③ 提出期間

令和8年7月7日（火）から令和8年7月17日（金）まで

午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

④ 提出場所

独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部施設経営課

【住所】 〒460-8484 名古屋市中区栄四丁目1番1号 中日ビル17階（総合受付）

【電話】 052-238-9280

⑤ 提出方法

②提出書類に示す書類を作成し、直接④の提出場所に持参してください。

※各書類は綴じずにお持ちください。

※郵送及び電送によるものは受付いたしません。

⑥ 入札参加資格確認の通知

入札参加資格の確認は、③の提出期間の期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年7月31日（金）までに通知を発送する予定です。通知予定が変更になった場合は、入札参加者に対し別途ご連絡いたします。なお、当該結果に関する問合せ及び異議については一切応じません。ま

た、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消すこととします。

(3) その他

- ① 入札参加資格確認の結果通知の返信用封筒として表に申込者の住所・氏名を記載した長3号封筒を申込書と併せて提出してください。
- ② 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、当該申込者の負担とします。
- ③ 提出された申込書及び資料は、返却いたしません。
- ④ 機構は、提出された申込書及び資料を、入札参加者の選定以外に当該提出者に無断で使用いたしません。
- ⑤ (2)③の提出期間の期限以降における申込書及び資料の差替え及び再提出は認めません。

4 事業者の選定について

本募集では、カーシェアリング用駐車場施設に入札参加者が希望する月額利用料金（以下「希望利用料金」といいます。）を入札価格として、最も高い入札価格を入札した者を落札者とする価格競争方式によって行います。

ただし、利用料金の金額については、機構が当該カーシェアリング事業拠点と同じ仕様の有料駐車場に設定する本来月額利用料金（以下「本来利用料金」といいます。）の金額以上でなければなりません。

5 募集要領に関する質問について

(1) 質問方法等

この募集要領書等に関する質問がある場合は、次に従い電子メール（以下「メール」といいます。）により提出してください。

① 質問書の受付期限

令和8年7月14日（火）まで

② 提出先

独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部 施設経営課

メールアドレス：X70004@ur-net.go.jp

※メールの件名は「【質問】UR賃貸住宅鳴海団地におけるカーシェアリング事業運営者募集」としてください。メール後、頭書「問合せ先」へ、その旨電話により連絡ください。

③ 提出方法

質問書（様式4）をメールにより提出するものとし、口頭、電話、FAX、持参又は郵送によるものは受け付けません。

(2) 回答方法

(1)の質問に対する回答は、原則としてメールにより質問者に返送する他、閲覧に供すべき質疑事項があるときは、次のとおり閲覧に供します。

閲覧期間：令和8年7月7日（火）から令和8年7月17日（金）まで（土・日・祝除く）

※午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

閲覧場所：名古屋市中区栄四丁目1番1号 中日ビル17階

(3) 留意事項

本入札に関して質問等がある場合は、上記の質問方法に従ってください。その他の方法により質問等を行った場合は、調達の公平性の観点から入札参加資格確認申請を取り消す場合もあるので、十分に注意してください。

入札参加資格確認申請等の提出後、募集要領について不明を理由として異議を申し立てることはできません。

6 入札について

(1) 入札書提出期間、提出場所、提出方法及び開札日時

① 入札書提出期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月19日（水）まで。

＊午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。土曜、日曜、祝日を除く。

② 提出場所

頭書「問合せ先」と同じ。

③ 提出方法

あらかじめご連絡の上、提出場所まで持参又は郵送してください。

FAX、電子メール等によるものは一切受付いたしません。郵送による場合は書留郵便とし、令和8年8月19日（水）午後5時必着とします。

④ 開札日時（予定）

令和8年8月20日（木）時間及び場所は別途通知します。

日程が変更になった場合は、入札参加者に対し別途ご連絡いたします。

(2) 入札書記載事項等

入札書（様式5）には必要事項を記入・押印（実印）してください。入札書提出用封筒（様式6）には、表面に業務名称、裏面に入札者名・住所（及び代理人が入札される場合は、代理人の氏名）を記入の上、入札書のみを入れ封をして割印（実印）してください。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

① 入札参加に必要な資格のない者が入札を行ったとき

② 所定の入札書以外を使用して入札したとき

③ 委任状を提出しない代理人が入札を行ったとき

④ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき

⑤ 入札書の金額の記載を訂正したとき

⑥ 入札書の記載内容に不備があったとき（入札書に記載された月額利用料金が本来利用料金以上の金額でないときを含みます）

⑦ 入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名若しくは陰影が判然としないとき

⑧ 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき

⑨ 明らかに連合によると認められるとき

- ⑩ ①～⑨に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき

(4) 入札参加者の本人確認等

入札参加者の本人確認等を行うため、入札日に下記のとおり必要資料をご提出及びご提示ください。なお、下記資料に不備があった場合や、本人確認ができない場合、入札への参加は認められません。

① 提出していただくもの

(ア) 印鑑登録証明書（入札日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの）

(イ) 委任状（代理人が入札に参加する場合のみ）（様式7）

② 提示していただくもの

身分証明証（自動車運転免許証、社員証、健康保険被保険者証など）

（ご提示いただいた身分証明証につきましては、氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。なお、取得した身分証明証の写しは個人情報に留意し、本人確認の目的以外には使用せず、厳重に取扱います。）

(5) 入札書の記載金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された利用料金に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない契約希望金額（月額）を入札書に記載してください。

(6) 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- ② 入札参加者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- ③ 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(7) その他

- ① 入札書を提出後、入札を取り消すことや記載内容の変更はできません。
- ② 入札参加者又は代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- ③ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- ④ 入札保証金及び契約保証金は免除します。

7 入札の辞退について

(1) 入札の辞退

入札参加者は、開札の前であれば、入札を辞退することができます。

(2) 入札辞退の方法

入札参加者は、(1)により入札を辞退するときは、入札辞退届を上記3(1)③まで直接持参して申出を行ってください。

(3) 入札辞退による影響

入札を辞退した者は、これを理由として他の入札参加等に不利益な取り扱いを受けるものではありません。

8 落札者の決定

(1) 落札者の決定

開札の結果、有効な入札を行った者の中で、最高入札価格で入札した者を落札者とします。

(2) 最高入札価格の入札が2者以上あった場合の落札者の決定方法

落札となるべき同額の入札価格を入札した入札参加者が2者以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引いていただき落札者を決定いたします。当該入札参加者の落札者決定への立会いがない場合は、当該入札参加者に代わって機構が指名した職員にくじを引かせて落札者を決定いたします。

(3) 落札者の辞退又は入札の無効の場合の措置

落札者の決定後、本業務に係る契約締結までに落札者の辞退又は入札の無効が判明した場合は、当該落札者を失格とし、有効な入札を行った者の中で入札価格が第二順位の者を新たな落札者として決定いたします。第二順位の者が新たな落札者となった場合で、契約締結までに辞退又は入札の無効があった場合も同様の方法で第三順位の者を新たな落札者とします。

9 契約の締結

(1) 契約の締結

8で決定した落札者（以下「選定事業者」といいます。）とは、別紙様式8の本契約書の締結を予定しております。予定が変更になった場合は、選定事業者に対し別途ご連絡いたします。本契約書（機構保管用の1部）に係る印紙税（収入印紙代）は選定事業者の負担によるものとします。

なお、本契約書の締結後、カーシェアリング用駐車場施設の増減、位置の変更等、カーシェアリング用駐車場施設の内容に変更が生じた場合、別途、本契約書に係る変更契約及びカーシェアリング車両申請書が必要となります。

※ただし、詳細の仕様については、選定事業者と機構との協議により決定します。

(2) 違約金

選定事業者が辞退をした場合には、月額利用料金の6か月相当額を違約金としてお支払いいただきます。

10 利用料金及び敷金等について

(1) 利用料金及び敷金

カーシェアリング用駐車場施設1区画ごとの月額利用料金（以下「利用料金」といいます。）については、選定事業者が入札書に記載した希望利用料金に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額となります。

なお、新たにカーシェアリング用駐車場施設を設置する場合に適用される利用料金については、当初契約の月額利用料金を基準として、機構が定めるものとします。

選定事業者は、本契約締結日までに当月分の利用料金及び敷金（利用料金の2ヶ月分）を機構の指定する方法により、一括で支払うものとします。なお、振込手数料等、支払いに係る費用は選定事業者の負担となります。

(2) 無線送信機保証金

カーシェアリング用駐車場施設を設置する駐車場への入出場に際し、無線送信機が必要となる場合は、別途無線送信機保証金（1基あたり10,000円）を機構の指定する方法により、一括で預託するものとします。なお、振込手数料等、支払いに係る費用は選定事業者の負担となります。

(3) 利用料金の支払

利用料金は当月分を毎月25日までに機構の指定する方法により支払うものとします。なお、振込手数料等、支払いに係る費用は選定事業者の負担となります。

11 その他

- (1) 本入札において、入札参加資格確認の申込み、資料作成、提出手続き等に係る一切の経費は、入札参加者の負担とします。
- (2) 機構に提出された提出物は一切返却いたしません。なお、提出物は本事業の事業者選定以外には使用せず、機構が責任を持って保管・破棄します。
- (3) 提出された資料等が以下のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - ① 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。なお、提出締切日より後の資料の差し替えは認めません。
 - ② 虚偽の記載をしたもの。
- (4) 本入札において、その公正な執行の妨害、虚偽事項等の提出、若しくは不正な利益を得ようとした申込者は失格とします。
- (5) 入札参加者は本資料において入手した情報等を本件入札以外の目的に使用しないこと、また、第三者へもらさないこととします。
- (6) 本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めます。

以 上

別紙

対象団地

1 団地名等

団地名	所在地	設置数	本来利用料金(円/月) (消費税及び地方消費税相当額を除く)
鳴海	名古屋市緑区鳴海町字細根84番の4	1	6,300

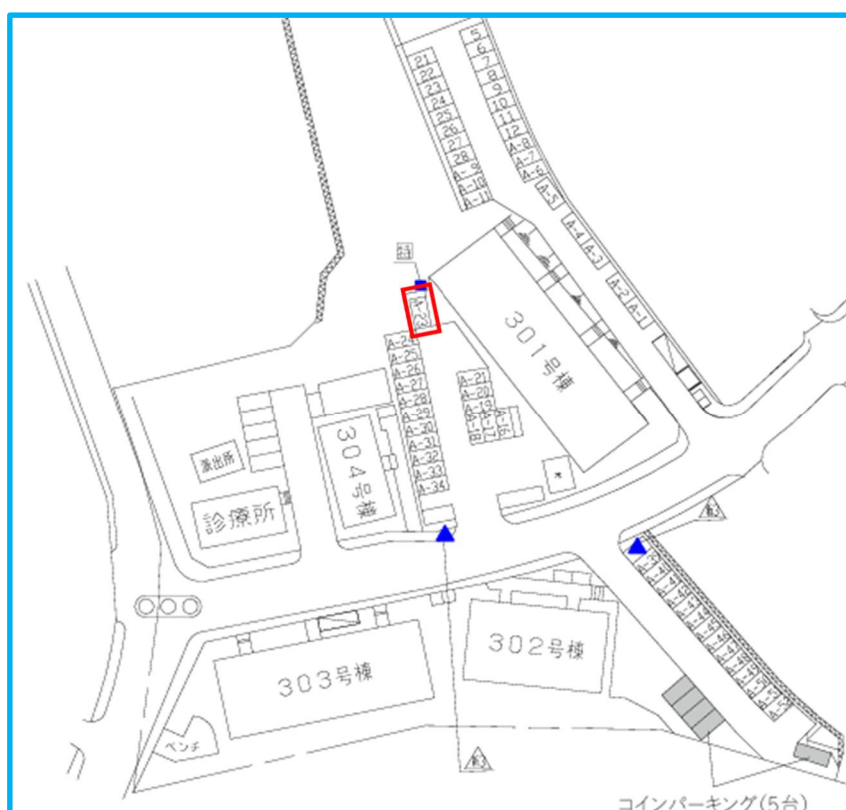
2 団地概要

団地名	住宅管理戸数	駐車場管理台数
鳴海	125戸	106台

この他は、URホームページ等から団地概要をご確認ください。

3 対象車室

A23 (1区画)



(様式 1)

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 小澤 誠一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和 8 年 7 月 7 日付けで募集のありました鳴海団地におけるカーシェアリング事業に係る入札参加資格について確認されたく、必要書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条第 1 項の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

(様式2) - 1

事業者概要調書

所在地	〒 TEL (代)
名称	
代表者	
担当事業所名	
担当部課 担当者	
所在地 (担当事業所)	〒
電話番号 F A X	
資本金	百万円
設立年月	(明治 大正 昭和 平成) 年 月
従業員数	
上場状況	1. 一部上場 2. 二部上場 (年 月) 3. 非上場
主要取引 金融機関	
直近の売上高 (決算期 年 月)	
営業利益	

(様式2) - 2

事業者名

道路運送法第80条及び同法施行規則第52条の規定に係る許可

許可番号	
貸渡人氏名 (法人にあつては代表 者の役職・氏名)	
貸渡人住所	
貸渡人の事務所名称・ 所在地	

※許可証の写しを添付すること

(様式3)

事業者名 _____

事業実績調書

事業の名称	
開始時期	年 月
実施都道府県名	
車両ステーション数	
車両台数	
会員数	

(中部圏における実施状況)

	愛知県	岐阜県	三重県	
実施区市町村名				
車両ステーション数				
車両台数				
会員数				

(注) カーシェアリング事業に係る実績を記入してください。

令和8年3月末時点の実績としてください。

(様式4)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社
住宅経営部 施設経営課 宛

質 問 書

事業者名 _____
担 当 者 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

番 号	内 容	
	質問 ページ	
	質問事項	
	質問内容	
	質問 ページ	
	質問事項	
	質問内容	

(様式5)

入札書

私は、鳴海団地におけるカーシェアリング施設の月額利用料金について、下記のとおり入札します。

なお、下記の提示額には、消費税及び地方消費税を含みません。

※金額の前に必ず¥マークを入れてください。

				万	千	百			
利用料金							0	0	円

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 小澤 誠一 殿

令和 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

実印

注1) 提示額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

(入札金額を訂正すると無効になります。)

注2) 提示額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥」マークを記載してください。

注3) 百円未満の端数がないようにしてください。

注4) 一度提出した入札書の変更又は取消はできません。

注5) この入札書は封緘してご提出ください。

(様式6)

入札書用封筒の作成について

表

独立行政法人都市再生機構中部支社
契約担当役 殿
(鳴海団地におけるカーシェアリング事業入札書在中)

裏

封
印
住所
氏名
印
印

(様式7)

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、中部支社の発注する鳴海
団地におけるカーシェアリング事業に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札手続きに係る権限

2 _____ (上記以外にあれば記入)

年 月 日

住 所

氏 名

実
印

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 小澤 誠一 殿



都市機構駐車場施設賃貸借契約書

駐車場施設の表示	団地名	鳴海
	所在地	名古屋市緑区鳴海町字細根 8 4 番の 4
賃貸料	月額金 円 （消費税相当額及び地方消費税相当額 円を含む。） （ただし、消費税法又は地方税法の改正等に伴い消費税相当額及び地方消費税相当額に変動が生じた場合は、利用料金に当該変動額が加減されるものとする。）	
敷金	金 円	
貸主	独立行政法人都市再生機構 (登録番号 T1020005005090)	
借主		
使用開始可能日	令和 年 月 日	
賃貸借契約締結日	令和 年 月 日	
契約期間	使用開始可能日から令和 12 年 3 月 31 日まで	

頭書の貸主を甲とし、頭書の借主を乙として、甲乙間に次のとおり駐車場施設の賃貸借に関する契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

甲 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

乙 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

(総則)

第1条 甲は、頭書に表示する甲所有の駐車場施設（以下「駐車場施設」という。）を、この契約書および仕様書に記載されている条件で乙に賃貸する。

2 乙は、駐車場施設を、乙の会員となる特定の者に対し、無人管理の方法により自家用自動車を有償で貸し渡すカーシェアリング（以下「カーシェアリング」という。）の営業の用途に使用するものとする。

(乙の使用開始可能日等)

第2条 乙の駐車場施設の使用開始可能日は、頭書のとおりとし、速やかにカーシェアリングの営業を開始しなければならない。

2 甲は、甲の都合で前項に規定する使用開始可能日を変更するときは、速やかに、乙に通知するものとする。この場合には、通知状に記載する日をもって前項の使用開始可能日とする。

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、頭書のとおりとする。

2 前項の契約期間が満了する日の6か月前までに、甲乙又はその一方からなんらの申出がないときは、この契約は、同一条件で、契約期間が満了する日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、更新された契約についても同様とする。

3 前2項の契約期間が満了する日の6か月前までに、甲が契約更新後の賃貸料又は敷金の額を乙に通知したときは、この契約は、賃貸料又は敷金に変更されるほかは、同一条件で満了日の翌日から1年間更新されるものとする。

(賃貸料)

第4条 駐車場施設の賃貸料は、頭書のとおりとする。

(賃貸料の変更)

第5条 甲は、次の各号の一に該当するときは、賃貸料の額及び敷金の額を変更することができる。

- 一 物価その他経済事情の変動に伴い必要があると甲が認めたとき。
- 二 近傍同種の駐車場施設の賃貸料との均衡上必要があると甲が認めたとき。
- 三 甲が駐車場施設に改良を施したとき。

(敷金)

第6条 乙は、賃貸料の支払、損害の賠償その他この契約から生ずる債務を担保するため、敷金として頭書の金額を甲に支払い、甲は、既にこれを受領した。

2 甲は、この契約が第22条第1項、第23条第2項若しくは同条第4項の規定により解除された日又は第22条第1項の規定によるこの契約の更新拒絶により契約期間が満了した日（以下「契約終了日」という。）から起算して30日以内に、敷金のうち乙の債務弁済に当てた残額を乙に返還するものとする。この場合、その敷金には、利息を付けないものとする。

(賃貸料の支払義務)

第7条 乙の賃貸料の支払義務は、第2条第1項又は第2項に規定する使用開始可能日から発生するものとする。

2 駐車場施設の使用開始可能日の属する月又は契約終了日の属する月における乙の賃借期間が1月に満たないときの賃貸料は、1月を30日として日割計算した額とし、その日割計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(賃貸料の支払期日)

第8条 乙は、前条第2項に規定する月の賃貸料については甲の定める期日までに、その他の月の賃貸料については毎月25日までに、甲の定める方法により、甲に支払うものとする。

(遅延利息)

第9条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、賃貸料の全部又は一部の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年(365日当たり)14.56パーセントの割合により算定した額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

(台数変更等)

第10条 甲又は乙は、頭書に掲げる団地において、カーシェアリング事業の用途に使用する駐車場施設の新たな設置又は廃止(以下「台数変更等」という。)を希望する場合、書面により申し出るものとし、申し出を相手方が承諾した場合には、台数変更等を行うことができるものとする。

2 乙は、頭書に掲げる団地において、駐車場施設の位置変更又は配備する車両の変更を行う場合、別添カーシェアリング車両申請書を甲に提出するものとする。

(駐車場施設使用上の注意)

第11条 乙は、駐車場施設の使用方法等に関する甲の注意に従って、善良な管理者の注意をもって駐車場施設を使用しなければならない。

2 乙は、駐車場施設の使用に当たっては、乙の責任により、行政その他の関係機関との協議及び手続きを行うものとする。

3 乙は、駐車場施設の使用に当たっては、カーシェアリングの利用者(以下「利用者」という。)並びに近隣住民への安全対策及び騒音、照明、排気ガス対策等に十分に留意するものとする。

(駐車場施設の整備等)

第12条 甲は、駐車場施設を現状有姿のまま乙に賃貸し、乙は、これを賃借するものとする。

2 乙は、乙が駐車場施設において案内看板等の工作物の設置を行うに当たっては、その内容及び実施期間等について、あらかじめ甲と協議を行い、甲の承諾を得るものとする。

(駐車場施設の維持管理等)

第13条 乙は、カーシェアリングの営業に係る費用並びに乙が駐車場施設に設置した工作物の維持管理及び修繕に要する費用(光熱水費を含む。)の一切を負担するものとする。

2 乙は、定期的に駐車場施設の清掃及び除草等を行うものとし、その費用の一切を負担するものとする。

3 乙は、駐車場施設に関する利用者や近隣住民からの苦情、事故、工作物の故障等のトラブルが発生した場合、乙の責任において速やかに対処するものとし、その内容及び対応結果について、甲に書面により報告するものとする。

4 乙は、駐車場施設内における廃棄物の不法投棄、不法駐車、落書き等について、乙の責任により速やかに対処するものとし、その費用の一切を負担するものとする。

(営業の委託の禁止)

第14条 乙は、営業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面によりあらかじめ甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(甲の免責)

第 15 条 甲は、乙が駐車場施設の使用により被った被害（盗難等の損害のほか、天災地変等の不可抗力による損害を含む。）の一切について、その責めを負わないものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失により盗難等の損害が生じた場合は、この限りでない。

(原状回復義務)

第 16 条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、駐車場施設を汚損し、破損し、若しくは滅失したとき、又は甲に無断で駐車場施設の原状を変更したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。

2 乙は、乙が設置した工作物についての買取請求権及び有益費償還請求権をあらかじめ放棄するものとする。

3 賃貸借期間の満了、契約の解除その他の事由により使用開始可能日以後にこの契約が終了したときは、乙は、契約終了日までに乙が設置した工作物を撤去し、駐車場施設を原状に回復して、甲に明け渡すものとする。

4 前項の場合において、甲は、乙が、原状回復を完了せず、又は完了する見込みがないと認めたときは、乙に代わってこれを行うことができるものとし、乙は、その費用を甲の定める方法により甲に支払うものとする。

5 前項の場合において、乙が残置した物件があるときは、甲はこれを任意に処分できるものとし、乙は、甲に対し損害賠償請求を行わないものとする。

(乙の損害賠償義務)

第 17 条 乙は、乙が故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の承諾を要する事項)

第 18 条 乙は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、甲が定める書面によって、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

一 駐車場施設の台数変更等を行おうとするとき。

二 駐車場施設に工作物を設置しようとするとき。

三 駐車場施設の原状を変更しようとするとき。

四 営業についての広告を駐車場施設のある団地内（あらかじめ甲が定めた場所を除く。）に掲示しようとするとき。

(甲に対する通知)

第 19 条 次の各号の一に該当するときは、乙は、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。

一 乙が住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

二 乙が死亡し、若しくは乙に対する後見、保佐、補助あるいは任意後見が開始され（これらが取り消され若しくは終了したときを含む。）、又は乙が解散したとき。

三 乙が強制執行、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき。

四 乙に対して再生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）、破産の申立て（自己申立てを含む。）、又は更生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。

五 駐車場施設が汚損し、破損し、又は滅失したとき。

(転貸等の禁止)

第 20 条 乙は、駐車場施設の全部又は一部を転貸し、駐車場施設の賃借権を譲渡し、又は駐車場施設を他の施設と交換してはならない。

2 乙は、その名目のいかんを問わず、前項において禁止する行為に類する行為をしてはならない。

(反社会的勢力の排除)

第 21 条 乙は、乙又は乙の役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- 二 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- 三 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
- 四 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。
- 五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 乙は、乙又は乙の役員等が、次の行為を行わないことを確約する。

- 一 自ら又は第三者を利用して、甲に対して、暴力的な又は法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、偽計若しくは威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。
- 二 駐車場施設の全部又は一部を暴力団の事務所その他の活動の拠点の用に供すること。
- 三 駐車場施設のある団地内において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、若しくは威勢を示すことにより、賃貸住宅団地の居住者及び利用者に不安を覚えさせること又は駐車場施設に反復継続して前項各号に該当する者を出入りさせること。

(甲の契約解除権等)

第 22 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないでこの契約を解除し、又はこの契約の更新を拒絶することができる。

- 一 駐車場施設の賃借に係る申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により駐車場施設を賃借したとき。
- 二 賃貸料を 3 か月以上滞納したとき。
- 三 賃貸料の支払をしばしば遅延することにより、その支払能力がないと甲が認め、かつ、その遅延がこの契約における甲乙間の信頼関係を著しく害するものであると甲が認めたとき。
- 四 甲の承諾を得ないで第 10 条に規定する台数変更等、第 12 条第 2 項に規定する案内看板等の工作物の設置、第 14 条に規定する営業の委託および第 18 条各号に規定する行為を行ったとき。
- 五 第 19 条に規定する甲に対する通知を怠ったとき。
- 六 駐車場施設を故意又は重大な過失により汚損し、破損し、又は滅失したとき。
- 七 第 20 条の規定に違反したとき。
- 八 共同生活の秩序を乱す行為があったとき。
- 九 営業の全部を廃止するに至ったとき。
- 十 乙又は乙の役員等が、前条第 1 項各号に該当することが判明したとき。
- 十一 前条第 2 項各号に掲げる行為を行ったとき。

十二 第3条第2項及び第3項の規定による契約の更新をする意思がないと甲が認めたとき。

十三 その他この契約に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により、甲がこの契約を解除したときは直ちに、この契約の更新を拒絶したときはこの契約の期間満了の日までに、駐車場施設を空け、これを甲に返還しなければならない。

(契約解除等)

第23条 乙は、理由の如何によらず、使用開始可能日から令和12年3月31日まで、甲に対してこの契約の解除を申し出ることができない。

2 乙は、令和12年4月1日以降にこの契約を解除しようとするときは、6か月以上の予告期間をもって甲の定める契約解除届を甲に提出するものとし、その契約解除届に記載された契約解除日をもって、この契約は解除されるものとする。

3 乙は、前項の規定により、契約解除届を甲に提出したときは、その契約解除届に記載した契約解除日までに、駐車場施設を空け、これを甲に返還しなければならない。

4 乙が契約解除届を甲に提出しないで駐車場施設を退去したとき又はカーシェアリングの営業を終了したときは、甲が乙の退去の事実又は営業の終了の事実を知った日の翌日から起算して1か月目をもって、この契約は解除されたものとする。この場合、甲は、駐車場施設内に乙が残置した物件を、任意に処分することができる。

(不法使用による賠償金等)

第24条 乙は、契約終了日までに駐車場施設を甲に明け渡さないときは、契約終了日の翌日から起算して明渡しの日まで(以下この条において「不法使用期間」という。)の賃貸料相当額の1.5倍の金額を、甲に支払わなければならない。

2 第16条の規定は、乙の不法使用期間にこれを準用するものとする。

(違約金)

第25条 甲は、甲が第22条第1項の規定に基づきこの契約を解除若しくはこの契約の更新を拒絶したとき又は第23条第4項の規定に基づきこの契約が解除されたものとしたときは、前条に規定する賠償金のほか、契約解除等に伴う違約金として、賃貸料の6か月分に相当する額を乙に請求できるものとし、この場合において、乙は、当該違約金を甲の定める方法により甲に支払わなければならない。

(駐車場施設に関する調査)

第26条 乙は、甲が駐車場施設の管理上、駐車場施設及び乙が行うカーシェアリングの営業に関して調査を求めたときは、これに協力しなければならない。

(甲への連絡方法)

第27条 甲は、この契約に基づく乙との連絡事務を行う者を置き、乙は、原則として、甲に対する一切の連絡をこの者にするものとする。

(管轄裁判所)

第28条 この契約に関して甲乙間に権利義務の争いがあるときは、名古屋地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第29条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し、疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(以下、余白)

(様式9)

仕様書

1. 事業計画

- (1) 借主は、賃貸借期間の開始前までに事業計画書を作成し、当機構の承諾を得ること。また、事業計画を変更する場合も同様に当機構の承諾を得ること。
- (2) 借主は、近隣住民への安全対策並びに騒音、照明及び排気ガス対策等に留意すること。

2. カーシェアリング用駐車場施設に関する条件

- (1) カーシェアリング用駐車場施設への車両の設置台数は1区画1台とすること。車両および設備配置については、十分に安全を確保すること。
- (2) 事業運営上、カーシェアリング用駐車場施設を改修、修繕その他原状を変更する必要がある場合は、事前に当機構と協議するとともに、書面（工事場所及び内容等が分かるもの）で申請の上、承諾を得ること。この場合において、契約解除時には事業者の負担で原状に回復すること。
- (3) カーシェアリング用駐車場施設があることを案内する看板等の設置については、事前に当機構と協議（設置場所、サイズ及びデザイン等）するとともに、書面で申請の上、承諾を得ること。また、その維持管理及び修繕に要する費用は全て事業者の負担とすること。
- (4) カーシェアリング用駐車場施設に誘導する案内の方法については、その利用者が団地居住者等の駐車区画に誤って駐車しないよう対策を講じること。
- (5) カーシェアリング用駐車場施設に不法駐車もしくは不法に車両等を投棄された場合は、全て事業者の責任と負担で対処すること。
- (6) 消防、警察及び行政その他の関係機関との協議及び手続は事業者が行うこと。なお、手続等に必要の図面等は事業者が作成し、手続に係る費用は事業者が負担すること。

3. カーシェアリング事業の運営管理に関する条件

- (1) 事業に必要な車両は事業者が手配、設置し、車内外の清掃及び保守点検等を行うこと。
- (2) 事業に必要な予約・決済システム等は事業者が導入し、保守管理を行うこと。
- (3) (1)(2)のほかカーシェアリングの運営及び維持管理に必要な業務経費の一切は、事業者の負担とすること。
- (4) 事業運営にあたっては、排気ガス対策に留意するとともに、カーシェアリング車両と、公道又は団地内空地を通行する歩行者、自転車及び一般車両との事故防止に十分留意したものとする。
- (5) カーシェアリングの運営に伴い発生する利用者や近隣住民からの苦情、事故及び機器・設備の故障等のトラブルの対応は、全て事業者の責任で行うこと。また、トラブル等が発生した場合、日時を問わず、通報から概ね30分以内でトラブル等が発生した現場へ到着し対応すること。なお、トラブル等が発生した場合、事業者は、当機構に書面（任意様式）で対応状

況を報告すること。

- (6) サービス利用の方法、問合せ全般に対する対応及びトラブル等の発生時にはコールセンター等により 24 時間対応が可能とすること。

4. 台数変更等に関する条件

カーシェアリング用駐車場施設の新たな設置または廃止（以下「台数変更等」という。）を希望する場合は、書面にて申し出ること。

5. 利用料金等

(1) 利用料金及び敷金

事業者は、本契約締結日までに当月分の利用料金及び敷金（利用料金の 2 ヶ月分）を機構の指定する方法により、一括で支払うこと。以後、月の利用料金は毎月 25 日までに甲の定める方法により支払うこと。なお、振込手数料等、支払いに係る費用は選定事業者の負担とすること。

(2) 無線送信機保証金

カーシェアリング用駐車場施設への入出に際し、無線送信機が必要となる場合は、別途無線送信機保証金（1 機あたり 10,000 円）を機構の指定する方法により、一括で支払うとともに、カーシェアリング用無線送信機受領書を提出すること。なお、振込手数料等、支払いに係る費用は事業者の負担とすること。無線送信機が返却された際には保証金を返金するものとする。

(3) 台数変更等に伴う利用料金

カーシェアリング用駐車場施設を新たに設置する場合における利用料金は、下記の通りとする。

当初契約の月額利用料金※×台数

※追加する区画の形態が当初契約区画と異なる場合は当機構が定める形態格差率を乗じた額

カーシェアリング用駐車場施設を廃止する場合は、当該カーシェアリング用駐車場施設の廃止日をもって精算するものし、その敷金は返金するものとする。

6. その他

- (1) 事業運営に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により機構に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより業務等に遅れが生じる等の被害は生じた場合は、機構と協議を行うこと。

以 上

別 添

カーシェアリング車両申請書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構 ●●支社

支社長 殿

●●●●●●●● 印

1. 年 月 日付〇〇〇契約書別紙に掲げるカーシェア拠点に配備する車両について、下記の通り申請致します。

項番	自動車の表示		自動車の表示					
	団地名	駐車位置	車 名	車両登録番号	車長(mm)	車幅(mm)	重量(kg)	高さ(mm)
1								
2								
3								
4								
5								

2. 1.で申請する車両については、機構が定める駐車場利用規則を遵守致します。

以 上

駐車場利用規則(カーシェアリング用)

独立行政法人都市再生機構

1. 駐車場敷地内の走行に当たっては、徐行の上、安全運転に心掛けること。
2. 駐車場内及びその付近においては、前照灯を減光するとともに、騒音防止に努めること。
3. 車両は、必ず所定の駐車位置内に整然と駐車すること。
4. 駐車に当たっては、必ず施錠するとともに、車内に貴重品を留置しないこと。
5. 駐車場内に引火物等の危険物を持ち込まないこと。
6. 駐車場内は、火気厳禁とし、喫煙もしないこと。
7. 異常な降雨等により駐車場内への浸水が予想されるときは、駐車場内の車両を早めに安全な場所に退避させること。(排水能力を上回る場合、地形により水が他所から流入する等、浸水のおそれもあり得ます。)
8. 駐車場内にごみ等を捨てないこと。
9. 駐車場利用者は、互いに協力・協調して事故の防止に努めること。
10. 配備する車両を変更する場合は、カーシェアリング車両申請書により、改めて届け出ること。
11. タイヤチェーンを装着したままで入庫しないこと。
12. カーシェアリングの営業に伴い発生した団地内におけるトラブル等に対し、機構は一切の責任を負わないこと。
13. その他機構の指示に従うこと。

以 上